

大分県警察本部長
松坂 規生 様

2016年9月6日

特定非営利活動法人

おおいた市民オンブズマン

理事長 瀬戸 久夫

同 永井 敬三

事務局 〒870-0047

大分市中島西2-6-10

司法オフィスアクティ2階

連絡先(送達場所)

〒874-0947

別府市浜脇2-11-11

TEL 0977-75-7757

FAX 0977-75-7758

質 問 書

貴職におかれましては、日々職務にご精励のことと拝察いたします。

さて、第24回参議院議員通常選挙は6月22日に公示されましたが、同18日夜別府署員2名は別府地区労働福祉会館敷地内に無断で侵入し、ビデオカメラ2台を設置していたことが明らかになりました。同21日までに計7回にわたり侵入したとされています。

同会館は野党候補者の選挙拠点ではあったものの、通常一般市民が労働相談等のために自由に入出入りするところでもありました。

したがって、本事件はたんに建造物侵入が疑われるだけではなく、警察権力が市民のプライバシー権や肖像権等を侵害していることが強く疑われているのであり、それはすなわち警察官の人権感覚そのものが疑われていることを、より重く受け止めなければならないものと思料します。

警察法第2条は警察の責務について定めていますが、同条2項は「警察の活動は、厳格に前項の責務の範囲に限られるべきものであって、その責務の遂行に当っては、不偏不党且つ公平中正を旨とし、いやしくも日本国憲法の保障する個人の権利及び自由の干渉にわたる等その権限を濫用することがあってはならない。」と規定しています。

国民の安全確保を目的とする警察が、国民の日常生活を違法な手段を用いて監視し基本的人権を侵害するようなことは許されません。

本事件は、図らずも県民のみならず国民全体の人権にかかわる問題を提起した極めて重大かつ稀な例でありましょう。その意味においても、事件の本質をしっかりと捉えたうえで国民的問題、警察組織全体の問題として、必要かつ十分な検討と議論を重ねることにより違法な捜査手法を排除するための確固たる法整備までもが求められていると言うべきです。

そこで、ご多忙のところ恐縮ではありますが、本件について、以下に質問をいたします

ので、今月 20 日までに文書回答をいただきますようお願い申し上げます。

1. 大分県個人情報保護条例（平成 13 年 12 月 25 日大分県条例第 45 号、以下「条例」という。）第 3 条第 1 項および第 2 項違反ではないでしょうか。

(1) 条例第 3 条第 1 項について

条例第 3 条第 1 項は、「実施機関は、個人情報の収集に当たっては、あらかじめ個人情報を利用する目的（以下「利用目的」という。）を明確にしなければならない。」と規定しています。

これについて、「個人情報保護事務の手引」（平成 18 年 3 月 大分県、（以下「手引」という。））7 頁には、その〔解釈〕として以下のように記載されています。

〔解釈〕

1 第 1 項（利用目的の明確化）

(1) 本項は、不要な個人情報の保有や利用目的以外の利用・提供によって県民等に不安感を与えたり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を取り扱う最初の段階である「収集」を開始する前にその利用目的を明確化する義務を実施機関に課したものである。

なお、「利用目的」とは、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要とされる「個人情報を利用する目的」をいう。

そこで、本件について鑑みれば、たとえ公選法で選挙活動が禁止されている「特定公務員」の違反行為情報に基づく情報収集であったとしても、少なくとも当該「特定公務員」個人が特定され、しかもビデオカメラ設置により違反行為が確知できる相当の蓋然性が存在するのでなければ、当該個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要とされる個人情報であるとはいえないというべきです。

すなわち、利用目的が曖昧であり、収集の必要性も明確ではないと認められることからすれば、不要な個人情報の保有や目的外利用等によって県民等に不安感を与えたり、個人の権利利益を侵害する可能性を否定できないと言うべきです。

したがって、条例第 3 条第 1 項に違反しているものと思料されます。

(2) 条例第 3 条第 2 項について

条例第 3 条第 2 項は、「実施機関は、個人情報の収集、利用、提供その他の個人情報の取扱いに当たっては、利用目的の達成に必要な範囲内で行わなければならない。」と規定しています。

これについて、「手引」7 頁には、その〔解釈〕として以下のように記載されています。

〔解釈〕

2 第 2 項（利用目的による制限）

本項は、この条例による個人情報の保護措置が実効を挙げるため、収集、利用、提供、保有から廃棄に至る個人情報の取扱いは、利用目的の達成に必

要な範囲内で行われなければならないことを定めたものである。

そこで、本件について鑑みれば、前記（１）のとおり、そもそも利用目的も収集の必要性も明確ではないと認められるものであり、利用目的の達成に必要な範囲を画すること自体が不可能と言うべきです。

したがって、条例第３条第２項に違反していることは明白でありましょう。

２．条例第４条違反ではないでしょうか。

条例第４条は、「実施機関は、法令又は他の条例（以下「法令等」という。）の規定に基づき収集するときを除き、思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通取締りその他公共の安全と秩序の維持（以下「犯罪の予防等」という。）を目的として収集するとき。
- (2) （略）

これについて、「手引」９頁には、その〔趣旨〕として以下のように記載されています。

〔趣旨〕

本条は、不適正に取り扱われた場合に個人の権利利益を侵害するおそれの強い基本的人権にかかわる個人情報について、特に収集を制限する規定を設けたものである。

なお、実施機関が本条の規定に違反して収集した個人情報は、第２５条第１項の利用停止等請求の対象となる。

また、その〔解釈〕として以下のように記載されています。（一部のみ引用）

〔解釈〕

１ 本文（法令等の規定）

- (3) 「思想」とは、内心領域における精神的活動をいい、人格活動の根源としての意味を有し、憲法第１９条でその自由を侵してはならないとされている。

また、「信条」とは、宗教上又は思想上の信仰又は主義をいう。

本条により収集が制限される「思想、信条」とは、支持政党名、政治団体名、政治理念、政治活動の経歴や個人の人格形成の核心をなす人生観、世界観が発露した情報等であり、性格、性質、趣味、嗜好、物事への意見、見解等は該当しない。

２ 第１号（犯罪の予防等）

本号は、主に公安委員会及び警察本部長の警察業務における例外を定めた

ものであり、「犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通取締まり」に代表される「公共の安全と秩序の維持」に係る事務については、その目的を達成するため、思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を収集しなければ、当該事務の円滑かつ適正な遂行に支障が生じると考えられることから、例外事項としたものである。

(3) 「犯罪の捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに、公訴の提起及びその遂行のため、犯人及び証拠を発見・収集・保全することをいう。

そこで、本件について鑑みれば、別府署員が、民有地である別府地区労働福祉会館敷地内に無断で侵入し、ビデオカメラ2台を設置したこと自体が建造物侵入罪を疑われる違法捜査であり、ビデオカメラの設置によっても公選法違反の事実を立証できるはずもないのですから、条例第4条但し書き第1号「犯罪の予防等」を目的とする収集には該当しないものと言うべきです。

そうすると、そもそも思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を収集したと言わざるを得ないことから、条例第4条違反は免れないものと思料します。

3. 第5条違反ではないでしょうか。

条例第5条は、「実施機関は、個人情報を収集するときは、適法かつ適正な方法により収集しなければならない。」と規定しています。

これについて、「手引」14頁には、その〔趣旨〕として以下のように記載されています。

〔趣旨〕

本条は、個人情報の収集が、違法又は不正な方法により行われた場合には、県民等に不安感を与えたり、個人の権利利益を侵害するおそれが大きいいため、個人情報の収集に当たっての原則を定めたものである。

実施機関が本条の規定に違反して収集した個人情報は、第25条第1項の利用停止等請求の対象となる。

そこで、本件について鑑みれば、建造物侵入罪が疑われ、しかも警察としての職務遂行上の必要性も認められないビデオカメラの設置による個人情報の収集は、不適法かつ不適正な方法によるものと言わざるを得ません。

したがって、条例第5条違反は免れないのではないのでしょうか。

4. 条例第25条第1項の趣旨を踏まえれば、本件ビデオカメラによって収集された個人情報は、その利用の停止、消去又は提供の停止をするべきではないのでしょうか。

条例第25条第1項は、「何人も、実施機関から開示決定を受けた自己を本人とする

個人情報適法に取扱われていないと認めるときは、当該実施機関に対し、その利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止等」という。）を請求することができる。」と規定しています。

これについて、「手引」110頁および111頁には、その〔解釈〕として以下のように記載されています。

〔解釈〕

1 第1項関係

(4) 「適法に取扱われていない」とは、この条例の規定に違反して個人情報を取扱っていることをいい、具体的には、次のようなものをいう。

ア 利用目的の達成に必要な範囲を超えた個人情報の取扱い（条例第3条第2項）

イ（略）

ウ 思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報の収集（条例第4条）

エ 適法かつ適正な方法によらない個人情報の収集（条例第5条）

オ 本人以外のものからの個人情報の収集（条例第6条第1項）

カ（略）

キ 利用目的以外の目的のための個人情報の利用及び提供（条例第7条）

ク（略）

ケ 必要のなくなった個人情報の保有（条例第9条第3項）

また、「手引」111頁には、その〔運用〕として以下のように記載されています。

〔運用〕

2 本条に基づく利用停止等請求は、実施機関から開示決定を受けた自己を本人とする個人情報の取扱いについて行うことができるものであるが、個人情報の利用停止等は、当該請求者に係るものだけでなく、同種の個人情報の取扱いを変更したり、停止したり、消去したりするといった措置を講ずる場合も考えられる。

そこで、本件について鑑みれば、実施機関から開示決定を受けた自己を本人とする個人情報には該当しませんが、仮にも実施機関が、そもそも違法に収集した個人情報であるならば、本条本項本文記載の「個人情報が適法に取扱われていないと認めるとき」に該当するわけですから、その〔解釈〕〔運用〕の趣旨を踏まえて、実施機関は自発的に「その利用の停止、消去又は提供の停止」の措置を講ずるべきでありましょう。

5. 本件に関して、条例第41条の罰則を適用すべき対象者はいないのでしょうか。

条例第41条は、「実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的

記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。」と規定しています。

これについて、「手引」145頁には、その〔趣旨〕として以下のように記載されています。

〔趣旨〕

実施機関の職員がその職権を濫用し、職務以外の目的で個人の秘密を含む個人情報を収集する行為は、個人の秘密を侵すものであるのみならず、県民の信頼を損ない、ひいては県政の適正かつ円滑な運営を損なうこととなる。

このため、本条は、実施機関の職員がその職権を濫用し、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集することを処罰するものである。

本件において収集された画像には、個人の秘密に属する情報が含まれている可能性は否定できません。しかも、実施機関の職員が違法に収集したであろうこともほぼ明らかになっていると言っても過言ではありません。職権濫用であり、かつ不適法な収集であったことが重大視されているのです。

したがって、そのうえに収集目的が職務以外の用に供するためであるならば、本条が適用されることとなるでしょう。過去において、複数の警察組織による違法な個人情報の利用が明らかになっています。大分県警察において条例第41条が適用されるようなことはありませんか。

6. 条例第41条の罰則を適用すべき事態が惹起されることがないようにするためにも、本件画像情報の速やかな消去または廃棄が求められます。

本事件がたんに建造物侵入罪のみならず、市民にとって、より重要な基本的人権の侵害という問題を含むものであることから、本件画像情報が一定期間の保存が必要であるとすれば、いかなる場所に、どのような方法によって、どれほどの期間保存されるのでしょうか、そして消去または廃棄される時期はいつなのでしょう、お答えください。

以上